

明石市市民参画条例
平成29年度の運用状況報告

明 石 市

I 本編

1 市民参画手続の実施状況

- (1) 平成 29 年度の市民参画手法の実施状況について (1)
- (2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～ (3)
- (3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況 (4)

2 政策提案の取扱状況

- ▶ 取扱いの実績はありませんでした。

II 参考資料編

1 市民参画手続の実施詳細

- (1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧 (6)
- (2) 意見公募手続 (1 0)
- (3) 審議会等手続 (1 3)
- (4) 意見交換会手続 (1 4)

※ワークショップ手続、公聴会手続、政策公募手続及びその他の手法の実績はありませんでした。

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等

(条例・計画) (1 5)

3 平成 29 年度に設置していたすべての審議会等の状況

- (1) 法律・条例に基づくもの (2 2)
- (2) 規則・要綱に基づくもの (2 4)

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

- ① 判断基準 (2 5)
- ② フロー図 (2 8)

I 本編

1. 市民参画手続の実施状況

(1) 平成 29 年度の市民参画手法の実施状況について

平成 29 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等（条例制定や計画書策定等）の数は 31 件でした。

このうち、市民参画条例で実施することが義務付けられている「意見公募手続」を平成 29 年度に実施した政策等は 29 件でした。実施しなかった 2 件は審議会において審議される政策等であり、平成 30 年度以降に意見公募手続を実施する予定となっています。

市民参画条例では複数の参画手法により市民参画手続を実施することが努力義務として規定されています。平成 29 年度は必ず実施しなければならないとされている意見公募手続以外に、審議会等、意見交換会が市民参画手続として実施されました。

審議会等の開催については、31 政策等のうち 7 政策等で実施されました。一つの審議会等で複数の政策等を検討したケースがあり、審議会等の実数は 5 審議会等となっています。

意見交換会については、1 件実施されました。「資源ごみ持ち去り禁止条例の制定」において、平成 29 年 4 月 21 日に開催し、延べ 23 人の参加のもと、1 件の意見をいただきました。

◎各市民参画手法の実施状況

政策等数：	市民参画手法						
	意見公募	審議会等	意見交換会	その他	ワークショップ ^o	公聴会	計
31 件							
実施件数	29 件※1	7 件※2	1 件	—	—	—	37 件
意見数	31 意見		1 意見	—	—	—	32 意見
参加者数		39 人 (傍聴者数)	23 人	—	—	—	62 人

※1 政策等数 31 件のうち意見公募を 29 年度に実施しなかった 2 件は 30 年度以降に実施予定。

※2 審議会等は政策等ベースで延べ件数をカウントした。一つの審議会が複数の政策等を検討するケースが 1 ケースあり、審議会の実数は 5 審議会となっている。

★経年比較

[実施件数比較]

	実施 件数	市民参画手法						計
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他	
H29	31件	29件	7件	1件	—	—	0件	37件
H28	9件	8件	4件	3件	—	—	2件	17件
H27	13件	12件	11件	2件	—	—	1件	26件

[1件当たりの意見数、参加者数]

		市民参画手法					
		意見公募	審議会等	意見 交換会	ワークショップ ^o	公聴会	その他
H29	意見数	1意見		1意見	—	—	—
	参加者数		4人	23人	—	—	—
H28	意見数	21意見		18意見	—	—	—
	参加者数		12人	113人	—	—	408人
H27	意見数	27意見		47意見	—	—	—
	参加者数		14人	56人	—	—	1,443人

(2) 市民参画手続実施の成果について～意見公募手続による成果～

平成 29 年度に市民参画手続を実施する必要があった政策等 31 件のうち意見公募手続を実施したのは 29 件でした。この 29 件のうち、3 件で意見が提出されました。

意見が提出された 3 件のうち、1 件において、政策等（案）を修正しました。その内容は以下のとおりです。

◎意見公募手続における意見の提出状況と意見の反映状況

意見公募手続において意見が提出された政策等数	3 件 / 29 件
意見が提出された政策等のうち政策等（案）を修正した政策等数	1 件 / 3 件

★意見公募手続により修正した政策等（案）の修正概要

修正した政策等名	修正概要
ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（地球温暖化対策実行計画）の改定	● 難しい言葉が多く、意味がわかりにくいという意見を受けて、専門用語については用語解説を作成し、計画書巻末に掲載しました。

意見を受けたうち、修正を行わなかった理由としては主に、①条例や計画の運用面に関する質問や意見、②意見公募した政策等とは完全に一致しないが関連する施策等への意見が挙げられます。これらについては、実現可能なものについては対応していく旨がそれぞれの意見公募結果にまとめられています。

つまり、条例や計画を直接的に修正する以外でも意見を取り入れようとする意向が示されており、市民参画手続により、より充実した施策展開等が実施されていることがうかがえます。

これら以外にも、条例等には反映しないが、運用面に反映するという対応をとる政策等もあり、各課ともできるだけ意見を汲みいれようと努めています。

(3) 市民参画手続の各実施原則の実施状況

手法		実施原則	実施件数(※)	平成29年度に実施しなかった理由
			H29	
共通	複数手法	複数の参画手法を併用している	5件/31件	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令等に基づく事項で市長等に概ね裁量の余地がなく、かつ対象となる設置事業者等が限定されるため。 (明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定) ● 今後、多機能型施設を含む次期ごみ処理施設整備基本計画策定時に意見公募を実施する予定 (次期ごみ処理施設整備に係る多機能型施設の検討) ● 平成30年度に意見公募を実施する予定であるため。((仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例の制定) ● 国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。(障害福祉課、高年介護室、子ども育成室) ● 住宅宿泊事業(いわゆる民泊)が行われることによる影響が大きい旅館ホテル組合の意見を別途聞いているため。 (明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定)
	複数の方法で公表	複数の方法で公表している	31件/31件	● -
意見公募	実施	対象事項に該当する施策について意見公募手続を実施	29件/31件	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、多機能型施設を含む次期ごみ処理施設整備基本計画策定時に意見公募を実施する予定 (次期ごみ処理施設整備に係る多機能型施設の検討) ● 平成30年度に意見公募を実施する予定であるため。(次期ごみ処理施設整備に係る多機能型施設の検討)
	意見公募期間	意見公募期間を30日以上とっている	28件/29件	<ul style="list-style-type: none"> ● 県から事務を引き継ぐため、県条例の内容を踏まえ、市の条例案を作成する必要があったが、県条例の内容確認が出来たのが12月末であり、3月議会上程に係る庁内スケジュールとの関係から、左記期間となったため。 (明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定)
	公表	提出された意見、意見に対する検討結果及びその理由等を公表している	3件/3件	● -
審議会等	委員数	20人以内	5件/5件	● -
	男女比	男女いずれもが委員総数の3割以上	2件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● 更生支援・再犯防止に関する専門的知識を有する女性が少ないため。((仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会対策会議) ● 地域共生社会の実現を目指す取組の一つであり、この検討に必要なとされる専門的知識を有する女性が少ないため。 (地域総合支援センター設置検討委員会) ● 関係機関からの推薦に男性が多かったため。(明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会)
	公募市民	公募による市民が委員総数の2割以上	2件/5件	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な知識が必要なため。((仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会) ● 地域共生社会の実現を目指す取組の一つであり、この検討に必要なとされる知識が専門的なため(地域総合支援センター設置検討委員会) ● 公募委員選定要領にて介護保険被保険者代表として2名の委員を公募すると規定されているため (明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会)
	委員名簿	委員の氏名、選任の区分等を公表可能としている	5件/5件	● -
	開催通知	開催日の2週間前までに審議事項、日時等を公表している	5件/5件	● -
	公開	会議を公開で開催している	5件/5件	● -
	公表	会議録を作成し、公表している	5件/5件	● -

意見交換会	開催通知	開催日の2週間前までに議題、日時等を公表している	0件/1件	● 市が想定している方針に基づいて、一定程度、素案を作成してから公表を行うため。
	公表	開催記録を作成し、公表している	0件/1件	● 市が想定している方針に基づいて、一定程度、素案を作成してから公表を行うため。
その他	実施公表	実施日の2週間前までに事案の内容、市民参画手法の名称・内容、日時等を公表している	0件/0件	● -
	結果公表	実施結果等を公表している	0件/0件	● -

※ 平成25年度に策定した「市民参画手続の実施に関する判断基準」に基づき、件数を計上。

Ⅱ 参考資料編

※担当部署名は平成 29 年度のもの

1 市民参画手続の実施詳細

(1) 市民参画手続が必要となった政策等一覧

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法						未達成理由			
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限り。)	
1	ストッパ周壁化(低防犯社会のまちあかしプラン(地球温暖化対策実行計画)の改定)	市民生活局	環境総務課	H30.6	エネルギー情勢の実情に応じた計画とするため、現計画の改定を行う。	条例第6条第2項第2号	○	明石市環境審議会								
2	花箱ごみ処理施設整備に係る多機能型施設の検討	市民生活局	環境総務課	未定	次期ごみ処理施設のうち、多くの市民に利用される多機能型施設の検討を行う。	条例第6条第2項第4号	○	明石市環境審議会								今後、多機能型施設を含む次期ごみ処理施設整備基本計画策定時に意見公募を実施する予定であるため。
3	資源ごみ持ち去り禁止条例の制定	市民生活局	資源循環課	H30.4	市内におけるごみステーションから資源ごみを持ち去る行為の禁止は、循環型社会の構築、安心安全のまちづくりに寄与するものであり、「明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改定し、当該行為を禁止する規定を組み合わせるもの。	条例第6条第2項第3号	○	明石市環境審議会								
4	明石市指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○									国の省令に定められている基準に基づき、従来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
5	明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○									国の省令に定められている基準に基づき、従来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
6	明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○									国の省令に定められている基準に基づき、従来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
7	明石市障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○									国の省令に定められている基準に基づき、従来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
8	明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○									国の省令に定められている基準に基づき、従来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法						未達成理由			
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数の市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限定する。)	
9	明石市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例及び同施行規則	福祉局	障書福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律において中核市が定めることとされている指定障書福祉ホームの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第2項第3号	○								国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。	
10	明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	生活福祉課	H29.12	中核市移行に伴い、生活保護法等において中核市が定めることとされている保護施設等の設備及び運営に関する基準を定めることと新たに条例で定めるもの。	条例第6条第1項	○								法令等に基づく事項で市長等に概ね裁量の余地がなく、かつ対象となる設置事業者等が限定されたため。	
11	地域総合支援センター設置条例の制定	福祉局	高年介護室	H29.9	生活のしづらさを抱える者が家族や地域とのつながりを持つて暮らせるように、生活のしづらさを抱える者やその家族等から広く相談を受け、総合的かつ包括的な支援を行う拠点として、地域総合支援センターを設置する。	条例第6条第1項	○								地域総合支援センター設置委員会(仮称)として、検討を行うこととする。	
12	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例の制定	福祉局	福祉総務課(更生支援担当)		市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、更生支援や再犯防止の推進等について条例を制定する。	条例第6条第3号									平成30年度に意見公募を実施する予定であるため。	同左
13	明石市特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、社会福祉法等において中核市が定めることとされている特別介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○								国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。	
14	明石市介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、社会福祉法等において中核市が定めることとされている介護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○								国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。	
15	明石市経費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○								国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。	
16	明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○								国の省令に定められている基準に基づいたものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。	

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定の時期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由	
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会		政策公募
17	明石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
18	明石市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
19	明石市指定介護老人福祉施設等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
20	明石市介護老人保健施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている介護老人保健施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
21	明石市指定介護療養型医療施設等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定介護療養型医療施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
22	明石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、既存の関連条例の一部を改正するもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
23	明石市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定地域密着型サービスに関する基準等を定めることにつき、既存の関連条例の一部を改正するもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。
24	明石市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	福祉局	高年介護室	H29.12	中核市移行に当たり、介護保険法において中核市が定めることとされている指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、既存の関連条例の一部を改正するもの。	条例第6条第1項	○						国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみを実施した。

No.	政策等の名称	担当部署		政策等の策定期	政策等の概要	市民参画手続実施の根拠	市民参画手法					未達成理由			
		局・部名	課名				意見公募	審議会等	意見交換会	ワークショップ	公聴会	政策公募	その他	複数市民参画手法の併用	意見公募手続の実施(条例第6条第2項に該当する政策等に限る。)
25	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画	福祉局	高年介護室	H30.3	地域で支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目標として、地域包括ケアシステムの構築や介護保険料額などを定めた平成30～32年度の計画を策定した。	条例第6条第2項第2号	○	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画委員							
26	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	児童福祉課	H29.12	中核市移行に当たり、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める。	条例第6条第2項第3号	○								国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人と限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
27	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	こども育成室	H29.12	中核市移行に伴い、児童福祉法において中核市が定めることとされている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○								国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人に限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
28	明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	こども育成室	H29.12	中核市移行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定する。	条例第6条第2項第3号	○								国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人に限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
29	明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正	福祉局	こども育成室	H29.12	中核市移行に伴い、本市における保育の質を確保するため、明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する。	条例第6条第2項第3号	○								国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人に限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
30	明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定	市民生活局	中核市準備室	H30.3	住宅宿泊事業法の施行に伴い関係行政事務を行うにあたり、事業の実施の制限及び事業者への義務付け措置を盛り込んだ条例を制定する。	条例第6条第2項第5号	○								国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人に限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。
31	明石市屋外広告物条例の制定	都市局都市整備室	都市総務課	H30.4	中核市移行に伴い、屋外広告物等の規制等に係る業務を城が丘地区より移譲されることから、明石市として新たに条例等を定める必要があるため。	条例第6条第2項第3号	○	明石市都市観審議							国の省令に定められている基準に基づくものであり、本来の対象者は事業所や法人に限られているが、エンドユーザーが市民であることを考慮して市民意見公募のみ実施した。

(2) 意見公募手続

№	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出方法(人数)				提出意見の検討	未達成理由				
		局・部名	課名	開始日	終了日		持参	郵送	FAX	メール		その他	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による実施の公表		
1	ストッパ温暖化！低政策社会のまちあかしプラン(地球温暖化対策実行計画)の改定	市民生活局	環境室 環境総務課	H30.1.5	H30.2.5	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 環境総務課窓口	6	13	0	0	2	4	0	有	市ホームページ 環境総務課窓口	2以上の方法による実施の公表
2	資源ごみ持ち去り禁止条例の制定	市民生活局	環境室 資源循環課	H29.6.15	H29.7.14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 資源循環課窓口	9	9	2	4	1	2	0	有	市ホームページ 資源循環課窓口	2以上の方法による実施の公表
3	明石市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
4	明石市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
5	明石市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
6	明石市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
7	明石市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
8	明石市福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同施行規則	福祉局	障害福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室、各条例整備担当課窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 障害福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
9	明石市保健施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定	福祉局	生活福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 生活福祉課窓口 中核市準備室窓口 あかし総合窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 生活福祉課窓口	2以上の方法による実施の公表
10	地域総合支援センター設置条例の制定	福祉局	高年介護室	H29.7.14	H29.8.14	市広報紙 市ホームページ 市民センター 行政情報センター 高年介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 高年介護室窓口	2以上の方法による実施の公表

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数		意見の提出方法（人数）				提出意見の検討		未達成理由		
		局・部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	結果の公表方法	30日以上以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による実施の公表
11	明石市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	明石市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13	明石市経費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	明石市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	明石市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	明石市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	明石市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	明石市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	明石市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	福祉局	高齢介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高齢介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No.	政策等の名称	担当部署		募集期間		実施の公表方法	意見の提出数				意見の提出方法(人数)				提出意見の検討	未達成理由			
		局・部名	課名	開始日	終了日		人数	件数	持参	郵送	FAX	メール	その他	改正案の修正の経緯		結果の公表方法	30日以上の意見提出期間	2以上の方法による実施の公表	2以上の方法による実施の公表
21	明石市指定地域密着型介護サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	福祉局	高年介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高年介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 高年介護室窓口	
22	明石市指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための別業的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	福祉局	高年介護室	H29.9.15	H29.10.16	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高年介護室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 高年介護室窓口	
23	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画	福祉局	高年介護室	H29.12.20	H30.1.22	市広報紙 市ホームページ 市民センター あかし総合窓口 行政情報センター 高年介護室窓口	3	9	0	3	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 高年介護室窓口	
24	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	児童福祉課	H29.9.15	H29.10.16	市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 中核市準備室 こども育成室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ こども育成室窓口	
25	明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	こども育成室	H29.9.15	H29.10.16	市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 中核市準備室 こども育成室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ こども育成室窓口	
26	明石市幼児連携型認定こども園の学級の編制、職員配置及び運営に関する基準を定める条例の制定	福祉局	こども育成室	H29.9.15	H29.10.16	市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 中核市準備室 こども育成室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ こども育成室窓口	
27	明石市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正	福祉局	こども育成室	H29.9.15	H29.10.16	市ホームページ あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 中核市準備室 こども育成室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ こども育成室窓口	
28	明石市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例の制定	市民生活局	中核市準備室	H30.1.11	H30.1.26	市ホームページ 市民センター 行政情報センター 中核市準備室窓口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 中核市準備室窓口	県から事務を引き継ぐため、県条例の内容を踏まえ、市の条例案を作成する必要があったが、県条例の内容確認が出来たのが12月末であり、3月議会上程に係る庁内スケジュールとの関係から、左記期間となつたため。
29	明石市屋外広告物条例の制定	都市局都市整備室	都市総務課	H29.9.15	H29.10.16	あかし総合窓口 市民センター 行政情報センター 都市総務課窓口 中核市準備室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	無	市ホームページ 都市総務課窓口	

(3) 審議会等手続（「市民参画手続が必要となった政策等一覧」に掲載されている政策等に関するもの）

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数						委員公募				委員名簿の公表			開催 実績	会議の公開				会議録の 公表		個別H Pの有 無	未達成理由					開催 予定	備考					
			根拠	名称		学識 経験	市職 員	公募 市民	その 他	計	男性	女性	可否	男	女	応募 者数	選考方 法	公募を行わな い理由		可否	H29実 績	公表しない理 由	H29	可否	H29実 績		傍聴 者数 (延)	公開しない理 由	可否	H29実 績	委員数 20人以内			委員数 男女それ ぞれ3割以上	公募市民2割以上 (公募可としたも のに限る。)	委員名簿の公表 (公表可としたも のに限る。)	会議の公開 (公開可としたも のに限る。)	会議録の公表 (公表可としたも のに限る。)
1 明石市環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	環境基本計画の策定及び変更、保護地区等の指定並びに年次報告に関すること等について調査審議する。	6	0	4	8	18	11	7	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	5	○	5	29	-	○	○	有								有	
2 (仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会	福祉総務課	H29.12	要綱	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例検討会設置要綱	(仮称)明石市更生支援・再犯防止等に関する条例に規定すべき内容の検討を行う。	2	0	0	10	12	11	1	×	-	-	-	-	専門的な知識が必要なため	○	○	-	3	○	-	-	-	○	-	有								有	新設
3 地域総合支援センター設置検討委員会	高年介護室	H28.6	要領	地域総合支援センター設置検討委員会設置要領	センターの機能、運営、設置計画、あり方に関すること	1	0	0	12	13	10	3	×	-	-	-	地域共生社会の実現を目指す取組の一つであり、この検討に必要なとされる知識が専門的なため	○	○	-	3	○	3	-	-	○	○	有								有	新規	
4 明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会	高年介護室	H15.4	要綱	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱	明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者の福祉政策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について学識経験者等の意見を聴く。また、計画の策定に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し答申する。	1	0	2	8	11	9	2	○	0	2	3	論文	-	○	○	-	3	○	4	10	-	○	○	有							無	新設	
5 都市景観審議会	都市総務課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	8	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有								有	
合計						16	0	8	38	62	46	16	3	3	5	19			5	5		15	5	13	39		5	4										

(4) 意見交換会手続

No.	政策等の名称	担当部署		実施日時・場所			実施の公表		参加対象	参加者数	意見数	開催記録の公表方法	未達成理由		
		局・部名	課名	年月日	曜日	時間	場所	方法					期間	2週間前までの実施の公表	2以上の方法による実施の公表
1	資源ごみ持ち去り禁止条例の制定	市民生活局	環境室 資源循環課	H29.4.21	金	13:30~ 16:00	市立産業交流センター 1F 研修室B	非公表	明石市ごみ減量推進員会	23	1	非公表	市が想定している方針に基づいて、一定程度、案案を作成してから公表を行うため。	市が想定している方針に基づいて、一定程度、案案を作成してから公表を行うため。	市が想定している方針に基づいて、一定程度、案案を作成してから公表を行うため。

2 制定・改廃に当たり市民参画手続の対象外とした政策等（条例・計画）

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
1	H29.6.30	明石市職員共済組合条例等を廃止する条例	地方公務員等共済組合法の施行日（昭和37年12月1日）前に退職した職員に対する退職年金等に関して定めた条例等が所期の目的を達成したため、当該条例等を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	給与・厚生担当
2	H29.6.30	明石市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例	非常勤消防団員等に支給する損害補償の種類、金額等の規定について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「政令」という。）改正への迅速な対応及び適正な補償の執行を図るため、政令の規定の例によるものとしようとするもの。	C	判断基準 I ⑧	消防本部総務課
3	H29.6.30	明石市個人情報保護条例の一部を改正する条例	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	市民相談室
4	H29.6.30	明石市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	兵庫県が行財政構造改革推進方策による老人医療費助成事業の見直しに準じ、本市が実施する老人医療費の助成につき対象者の見直しを行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	長寿医療課
5	H29.9.29	明石市市税条例の一部を改正する条例	平成29年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税のグリーン化特例の延長や固定資産税の企業主導型保育事業に係る地域決定型地方税制特例措置の規定の整備等を行うほか、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第5号	税制課
6	H29.9.29	明石市立学校給食センター条例の一部を改正する条例	市立中学校における学校給食の調理等の業務を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市に東部学校給食センターを設置しようとするもの。	A	条例第6条第3項第4号	学事給食課

＜条例＞

※「区分」のA、Cは、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の図にあるA、Cを指します。

※「実施しなかった理由」の判断基準①～⑩は、「(5) 参考：市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図」の「①判断基準」に記載の表の①④～⑩を指します。

※参考：市民参画条例第6条第3項各号

(1) 市税の賦課徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要と認める事項を除く。）

その他金銭の徴収に関するもの

(2) 予算の定めるところによる補助金その他の金銭の給付に関するもの

(3) 法令（法律、法律に基づく命令（告知を含む。）並びに条例及び規則をいう。以下同じ。）に基づく事項で、市長等において裁量の余地がないもの

(4) 市長等の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 関係法令の改正に伴う規定の整備その他軽易な事項であるもの

(6) 特に緊急の必要のため作成すべきものであって、市民参画手続を行う暇がないもの

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
7	H29.12.26	明石市民生委員定数条例	中核市移行に伴い、民生委員法第4条第1項に規定する条例で定める民生委員の定数を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	福祉総務課
8	H29.12.26	明石市社会福祉審議会条例	中核市移行に当たり、社会福祉法等により中核市が定めることとされている社会福祉審議会に関する事項等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	福祉総務課
9	H29.12.26	明石市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例	中核市移行に当たり、生活保護法等において中核市が定めることとされている保護施設等の設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	生活福祉課
10	H29.12.26	明石市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	中核市移行に当たり、生活保護法等において中核市が定めることとされている保護施設等の設備及び運営に関する基準等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	男女共同参画課
11	H29.12.26	明石市保健所設置条例	中核市移行に当たり、地域保健法の規定に基づき本市に保健所を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
12	H29.12.26	明石市食品衛生法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
13	H29.12.26	明石市旅館業法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
14	H29.12.26	明石市興行場法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
15	H29.12.26	明石市公衆浴場法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
16	H29.12.26	明石市理容師法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
17	H29.12.26	明石市美容師法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
18	H29.12.26	明石市クリーニング業法施行条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
19	H29.12.26	明石市化粧場等に関する条例	中核市移行に当たり、食品衛生法等において保健所設置市が定めることとされている食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	政策室
20	H29.12.26	明石市診療所の専属薬剤師の配置に関する基準を定める条例	中核市移行に当たり、医療法等により保健所設置市が定めることとされている診療所の専属薬剤師の配置基準及び感染症の診査に関する協議会の運営手続等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	地域医療課
21	H29.12.26	明石市感染症診査協議会条例	中核市移行に当たり、医療法等により保健所設置市が定めることとされている診療所の専属薬剤師の配置基準及び感染症の診査に関する協議会の運営手続等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	地域医療課
22	H29.12.26	明石市廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例	中核市移行により、廃棄物処理施設等の設置許可権限が本市に移ることから、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防と調整を図るため、廃棄物処理法に規定する手続の開始前における関係住民への説明実施義務等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	環境室
23	H29.12.26	明石市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例	中核市移行により、産業廃棄物に係る規制権限が本市に移ることから、産業廃棄物の不適正な処理を防止するため、産業廃棄物処理法により規制されていない自社産業廃棄物の保管行為の規制等を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	環境室
24	H29.12.26	明石市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	中核市移行に当たり、浄化槽法の規定に基づき浄化槽保守点検業者の登録制度を定めることにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	環境室

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
25	H29.12.26	明石市介護保険関係手数料徴収条例	中核市移行に当たり、介護保険関係事務等に係る手数料を徴収することにつき、新たに条例を制定するほか、既存の介護保険関係事務等に係る手数料の徴収に関する条例につき、新たに徴収する手数料を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	高年介護室
26	H29.12.26	明石市環境関係手数料徴収条例	中核市移行に当たり、環境関係事務等に係る手数料を徴収することにつき、新たに条例を制定するほか、既存の環境関係事務等に係る手数料の徴収に関する条例につき、新たに徴収する手数料を定めようとするもの。	C	条例第6条第3項第1号	環境室
27	H29.12.26	明石市保健関係手数料徴収条例の全部を改正する条例	中核市移行に当たり、保健関係事務等に係る手数料を徴収することにつき、新たに条例を制定するほか、既存の保健関係事務等に係る手数料の徴収に関する条例につき、新たに徴収する手数料を定めようとするもの。	C	条例第6条第3項第1号	政策室
28	H29.12.26	明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	中核市移行に当たり、建設関係事務等に係る手数料を徴収することにつき、既存の建設関係事務等に係る手数料の徴収に関する条例につき、新たに徴収する手数料を定めようとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	都市総務課 住宅課 建築安全課
29	H29.12.26	明石市外部監査契約に基づく監査に関する条例	中核市において導入が義務づけられている包括外部監査の実施に必要な事項を定めるとともに、個別外部監査の導入を定めるため、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥・⑩	総務課
30	H29.12.26	明石市法令遵守の推進等に関する条例の一部を改正する条例	コンプライアンス制度の拡充を図るため、内部公益通報の窓口を追加するとともに、匿名による内部公益通報の要件を緩和するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課
31	H29.12.26	明石市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、同法の規定に基づき非常勤職員が育児休業を延長できる場合を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	職員担当
32	H29.12.26	明石市文化芸術創生条例の一部を改正する条例	文化芸術振興基本法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	文化振興課
33	H29.12.26	あかし市民広場条例の一部を改正する条例	営利を目的とする利用（以下「営利用」という。）に係る利用料金の適正化を図るとともに、非営利用を促進するため、あかし市民広場の利用料金を見直そうとするもの。	C	判断基準 I ④	シテイセールス課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
34	H29.12.26	明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	海浜利便施設の一部である大蔵海岸パーベキユーム設備を売却するため、公の施設としての同設備を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	海岸課
35	H29.12.26	明石市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例及び明石市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	建築基準法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	建築安全課
36	H29.12.26	明石市営住宅条例の一部を改正する条例	市営住宅の有効活用を図るため、特定公共賃貸住宅を廃止し準公営住宅として賃貸すること、社会福祉事業のために市営住宅を使用できるようになること等を定めるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	住宅課
37	H29.12.26	明石市職員の給与に関する条例及び明石市立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告に基づく国家公務員の給与と改定の取扱いに準じて、本市一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給率を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	給与・厚生担当
38	H29.12.26	明石市特別職の職員の給与に関する条例及び明石市公営企業管理者の設置及び給与等に関する条例の一部を改正する条例	人事院勧告を踏まえた本市一般職の職員の給与と改定の取扱いに準じて、本市の特別職の職員及び公営企業管理者の期末手当の支給率を引き上げようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	給与・厚生担当
39	H30.3.26	明石市大蔵海岸民生活施設用地管理基金条例	大蔵海岸民生活施設用地の借地及び活用の促進に関する事業に要する経費に充てるため、明石市大蔵海岸民生活施設用地管理基金を設置することにつき、新たに条例を制定しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	政策室
40	H30.3.26	明石市子ども・子育て会議条例を廃止する条例	明石市子ども・子育て会議の役割を明石市社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に引き継ぐことに伴い、同会議を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	こども育成室
41	H30.3.26	明石市大蔵海岸整備事業の設置等に関する条例を廃止する条例	民生活施設用地の売却によって大蔵海岸の造成に要した費用の償還が完了したことから、大蔵海岸整備事業を廃止するため、条例を廃止しようとするもの。	C	判断基準 I ⑦	政策室
42	H30.3.26	明石市事務分掌条例等の一部を改正する条例	中核市への移行に際し、新たな事務を実施するために必要な整備を行うほか、組織の名称を変更するなど所要の見直しを行おうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	総務課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
43	H30.3.26	明石市介護保険給付費準備基金条例の一部を改正する条例	介護保険法の一部改正により、保険給付として実施されていたサービスの一部を地域支援事業の一つとして市が実施できるようになったことのほか、新たに保健福祉事業を実施することに伴い、これらの事業の財源に基金を充てることができるよう、基金を処分できる事由を拡大しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	高年介護室
44	H30.3.26	明石市市税条例の一部を改正する条例	本市における事業所税の課税開始に伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	A	条例第6条第3項第1号	税制課
45	H30.3.26	明石市環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、市長の認定を受けた親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けずに相互に産業廃棄物を処理できるようになることに伴い、当該認定に係る手数料を新設するほか、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の金額を見直そうとするもの。	C	判断基準 I ④	環境総務課
46	H30.3.26	明石市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例	介護保険法の一部改正により共生型サービスが新設されたことのほか、介護サービス事業の運営等に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	高年介護室
47	H30.3.26	あかし男女共同参画センター条例及び明石市生涯学習センター条例の一部を改正する条例	営利事業者が事業活動のためにセンターを利用する場合の利用料金の適正化を図るため、あかし男女共同参画センター及び明石市生涯学習センターの利用料金を見直そうとするもの。	C	判断基準 I ④	コミュニケーション推進課
48	H30.3.26	明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法の一部改正による国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、保険料の賦課総額の算出方法を改正するとともに、保険料の算出率を廃止するほか、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に関する保険料の減額措置における軽減判定所得の基準を緩和しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	国民健康保険課
49	H30.3.26	明石市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険において住所地特例（被保険者が病院等に入院して住所を移した場合には、従前の住所地の市町村の国民健康保険の被保険者のままとする制度）の適用を受けていた者が75歳に到達したこと等により後期高齢者医療制度に加入することとなった場合には、従前の住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合の被保険者となることになったことに伴い、市が保険料を徴収する対象者を広げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	長寿医療課
50	H30.3.26	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例の一部を改正する条例	地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人明石市立市民病院の経営等に関する事項について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会に意見を求めることができようとするもの。	C	判断基準 I ①及び⑧	地域医療課
51	H30.3.26	明石市農業共済条例の一部を改正する条例	農業施設共済加入者の受益と負担の均衡を図り、農業施設共済への加入を促進するため、農業施設共済に危険段階別の共済掛金率を導入しようとするもの。	C	判断基準 I ⑥	農水産課

番号	公布年月日	件名	要旨	区分	実施しなかった理由	担当課
52	H30.3.26	明石市都市公園条例の一部を改正する条例	都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園において運動施設が占める敷地面積の割合の上限を定めようとするもの。	C	判断基準 I ⑧	緑化公園課
53	H30.3.26	明石市火災予防条例の一部を改正する条例	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請等に係る手数料の金額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑧	消防本部予防課
54	H30.3.26	明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	幼稚園教諭及び保育士の給与に係る処遇の一元化を図るため、幼稚園教諭の給料の水準を保育士の給料の水準に合わせるとともに、人事院勧告を踏まえ、本市一般職の職員の給与改定に準じ、任期付職員の給料月額を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	給与・厚生担当
55	H30.3.26	明石市職員退職手当条例及び明石市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	本市一般職の職員の退職手当について、国家公務員の取扱いに準じて支給水準を引き下げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	給与・厚生担当
56	H30.3.26	明石市立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	明石市立学校職員の特殊勤務手当について、兵庫県取扱いに準じて支給額を改定するほか、所要の整備を図ろうとするもの。	C	判断基準 I ⑦	教育委員会事務局総務課

3 平成 29 年度に設置していたすべての審議会等の状況

(1) 法律・条例に基づくもの

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠		主な審議事項	委員数										委員公募		委員名簿の公表		開催		会議の公開		会議録の公表		未達成理由					開催予定	備考							
			根拠	名称		学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H29実績	公表しない理由	H29実績	可否	H29実績	掲載者数(基)	公開しない理由	可否	H29実績	個別HPの有無	委員数 20人以内			委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)	会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H30	
1	個人情報保護審議会	市民相談室	H13.4	条例	個人情報保護条例	個人情報保護制度の運営全般に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい						有		
2	情報公開審査会	市民相談室	S63.6	条例	情報公開条例	情報公開制度に関する重要事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	法令の解釈などの専門的な知識が必要のため	○	○	-	1	×	-	-	非公開情報を扱うため	×	-	有		法令の解釈などの専門的な知識が必要であり、男女比を考慮しにくい						有		
3	国民保護協議会	総合安全対策室	H18.4	法律 条例	国民保護法 国民保護条例	国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。	3	12	0	22	37	32	5	×	-	-	-	法に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	1	○	-	-	-	○	-	有	国民保護の措置を行う主要な機関をすべて含めて組織するため(※条例で40人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)						無		
4	防災会議	総合安全対策室	S38.6	法律 条例	災害対策基本法 防災会議条例	・地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ・市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。 ・市の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。	2	11	0	16	29	26	3	×	-	-	-	法令及び条例に定められた関係機関から選出するほか、専門的な知識・経験が必要のため	○	○	-	1	○	-	-	-	○	-	有	災害対応を行う主要な機関をすべて含めて組織するため(※条例で30人以内と定めている)	限られた関係機関に対する充て職であるため(関係機関には代表にこだわらない人選を依頼している)						有		
5	公務災害補償等認定委員会	職員室	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害及び通勤災害に係る認定事項について調査審議する。	1	1	0	3	5	5	0	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	認定の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	随時開催	
6	公務災害補償等審査会	職員室	S42.12	条例	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	公務災害、補償金額に関する申立事項について調査審議する。	1	0	0	2	3	3	0	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有	随時開催	
7	特別報酬等審議会	職員室	S41.10	条例	附属機関の設置に関する条例	議員報酬の額及び市長及び副市長の給料の額について審議し、市長に意見の申出を行う。	1	0	4	6	11	8	3	○	1	1	5	論文及び直接	○	○	-	0	○	3	3	-	○	○	有		委員要件(学識経験を有する者、専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有		
8	職員分限・懲戒等及び退職手当審査会	職員室	H24.4	条例	附属機関の設置に関する条例	職員の分限及び懲戒並びに退職手当の支給制限等について審議する。	3	2	2	0	7	6	1	○	2	0	5	論文及び直接	×	-	審査の公平性・中立性を保持するため	0	×	-	-	個人情報を扱うため	×	-	無		委員要件(学識経験を有する者、専門的知識を有する者)に合致する女性が少ないため						有		
9	財政健全化推進市民会議	財政健全化室	H26.4	条例	明石市財政健全化推進市民会議条例	財政健全化に係る計画、事務事業の見直し、施設配置の適正化等について調査審議する。	2	0	4	4	10	8	2	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	3	○	3	21	-	○	○	有		委員要件である関係機関及び関係団体の代表者に男性が多い						有	
10	国民健康保険運営協議会	国民健康保険課	S34.4	法律 条例	国民健康保険法 国民健康保険条例	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	4	0	3	4	11	8	3	○	2	1	6	論文	-	○	○	-	3	○	3	6	-	○	○	有		公募委員について女性の応募者が1人しかなく、従前から1人減となったため						有	
11	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会	地域医療課	H22.9	法律 条例	地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例	中期目標の策定・変更、中期目標期間終了時に見込まれる業務評価、その他市長が必要と認める事項に関して意見を述べる。	5	0	0	0	5	4	1	×	-	-	-	医療又は経営等の知識が必要のため	○	○	-	4	○	4	2	-	○	○	有		条例に定める委員の資格から、学識経験者や医療関係者など対象者が限られるため						有		
12	市民参画推進会議	コミュニティ推進課	H23.4	条例	市民参画条例	市民参画条例の運用課題等について審議する。	2	0	4	4	10	5	5	○	2	2	4	論文	-	○	○	-	0	×	-	-	○	-	有								無	H30.3.23以降委員の委嘱なし	
13	鳥羽厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	9	12	7	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無									有	
14	井財天厚生館運営委員会		S62.9				1	1	0	9	11	7	4	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
15	松陰厚生館運営委員会		S62.9				1	0	0	13	14	8	6	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
16	西大塚厚生館運営委員会	人権推進課	S62.9	条例	厚生館条例	厚生館の運営方針、並びに厚生館が自ら企画実施する主要事業等に関して、協議・提言を行う。	2	0	0	11	13	8	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
17	西八木厚生館運営委員会		S62.9				3	0	0	12	15	10	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
18	美里厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	12	14	6	8	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
19	上西厚生館運営委員会		S63.1				2	0	0	13	15	10	5	×	-	-	-	地域住民からのニーズを把握するために、各種団体から選出しているため	×	-	人権への配慮から	2	×	-	-	個人情報保護のため	×	-	無								有		
20	明石文化芸術創生会議	文化振興課	H21.6	条例	明石文化芸術創生条例	文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。	5	0	2	3	10	6	4	○	1	1	6	論文	-	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								有	委員嘱託なし
21	文化財審議会	文化振興課	S41.12	法律 条例	文化財保護法 文化財保護条例	文化財の保存及び活用に関し必要な調査研究を行うため審議を行う。	5	0	0	0	5	5	0	×	-	-	-	文化に関し高度な専門的な知識が必要のため	○	○	-	3	○	3	1	-	○	○	有		文化財に係る専門分野で女性の適任者がいなかったため							有	

審議会等の名称	事務局	設置年月	設置根拠	名称	主な審議事項	委員数													委員公募		委員名簿の公表		開催		会議の公開		会議録の公表		未達成理由				備考					
						学識経験	市職員	公募市民	その他	計	男性	女性	可否	男	女	応募者数	選考方法	公募を行わない理由	可否	H29実績	公表しない理由	H29実績	可否	H29実績	開催者数(議)	公開しない理由	可否	H29実績	委員数 28人以内	委員数 男女それぞれ3割以上	公募市民2割以上(公募可としたものに限る。)	委員名簿の公表(公表可としたものに限る。)		会議の公開(公開可としたものに限る。)	会議録の公表(公表可としたものに限る。)	H30		
22	農業共済審議会	農水産課	S45.10	法律 農業共済補償法 農業共済条例	農業共済の認定に関する重要事項(農作物共済;損害評価に関する当初評価高、被害共済;家畜共済評価基準、園芸施設共済;損害の防止)について調査審議する。	17	2	0	2	21	16	5	×	-	-	-	-	-	農業共済事業及び農作物又は家畜、園芸施設共済に関する学識経験が必要のため	○	○	-	3	×	-	-	個人情報を取扱うため	×	-	無	分野に応じて3つの部会を置いており、それぞれの専門分野の委員が必要となるため(※条例で25人以内と定めている)	委員要件として専門分野の知識と経験が必要であり人材が限定されるため						有
23	環境審議会	環境総務課	H11.6	条例	環境の保全及び創造に関する基本条例	6	0	4	8	18	11	7	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	5	○	5	29	-	○	○	有								有	
24	民生委員推薦委員会	福祉総務課	S23.7	法律	民生委員法	民生委員・児童委員候補者の推薦を行う。	1	0	0	12	13	8	5	×	-	-	-	人選に関する審議内容で、個人のプライバシーに関するものであるため	○	○	-	3	×	-	-	厚生労働省通知で非公開とされているため	×	-	無								有	現委員の任期はH29.5.30~H30.5.31であり、一旦満了。H30.6.21~委員構成を変更し委員予定。
25	明石市手話言語等コミュニケーション施策推進協議会	福祉総務課	H27.11	条例	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	手話言語・障害者コミュニケーション条例に基づく具体的な施策の検討	2	0	3	10	15	8	7	○	1	2	4	論文	-	○	○	-	2	○	2	5	-	○	○	有							有	
26	明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会	福祉総務課	H28.5	条例	明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例	障害者配慮条例に基づく具体的な施策の検討	1	0	4	13	18	12	6	○	2	2	8	論文	-	○	○	-	4	○	4	16	-	○	○	有							有	
27	障害者介護認定等審査会	障害福祉課	H18.4	法律 障害者総合支援法 障害者総合支援法の施行に関する条例	障害者総合支援法の施行に関する条例	17	0	0	10	27	18	9	×	-	-	-	-	障害者の実情に鑑み、障害者福祉の学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	38	×	-	-	個人情報を取扱うため	×	-	無								有	
28	介護認定審査会	高齢介護課	H11.10	法律	介護保険法	介護保険の要介護認定等に関する審査判定を行う。	82	0	0	0	82	45	37	×	-	-	-	保健、医療又は福祉に関する学識経験が必要のため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	383	×	-	-	個人情報を取扱うため	×	-	無	取扱件数が多いため、26の会議体を置き、分担して審査判定を行っているため(※条例で定数105人以下と定めている)							有	
29	子ども・子育て会議	こども育成室	H25.9	法律 子ども・子育て支援法 子ども・子育て会議条例	子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事項等について調査審議する。	2	2	4	12	20	11	9	○	4	0	4	論文	-	○	○	-	2	○	2	34	-	○	○	有							無	平成30年4月1日廃止済み	
30	住居表示審議会	都市総務課	S37.10	条例	附属機関の設置に関する条例	住居表示整備事業に関する重要事項について調査審議する。	3	0	0	3	6	5	1	×	-	-	-	審議内容が専門的な内容であること及び住居表示の実施については特定の地域に限定されるため	○	○	-	0	○	-	-	○	○	-	有	関係機関からの推薦に男性が多いため。充職を除いた委員枠で算定すると達成している。							無	
31	都市計画審議会	都市総務課	H12.4	法律 都市計画法 都市計画審議会条例	都市計画に関する事項を調査審議する。	5	0	3	9	17	14	4	○	2	1	8	論文及び面接	-	○	○	-	3	○	3	9	-	○	○	有	関係機関からの推薦に男性が多いため。充職を除いた委員枠で算定すると達成している。	市議会議員については、委員選定人数が別途規定されているため。市議会議員を除いた委員枠で算定すると達成している。						有	
32	都市景観審議会	都市総務課	H4.6	条例	都市景観条例	都市景観の形成に必要な事項について、調査審議する。	6	0	2	0	8	5	3	○	1	1	8	論文及び面接	-	○	○	-	1	○	1	0	-	○	○	有							有	
33	ホテル等建築審査会	都市総務課	H17.5	条例	教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	ホテル等の建築等に関する事項を調査審議する。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	専門的な知識が必要のため	×	-	事業者や市民より、直接委員に問い合わせ等がある可能性があるため	1	○	-	-	○	-	有								無		
34	東播都市計画事業西明石土地区画整理(鳥羽新田地区)審議会	区画整理課	H6.4	法律 土地区画整理法 東播都市計画事業西明石土地区画整理事業(鳥羽新田地区)施行規程	換地計画、仮換地の指定及び償還補償金の交付に関する事項について審議する。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	1	×	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を取扱うため	×	-	有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び債権者に限られ(土地区画整理法第58条第1項)、また、立候補制、推薦制を採用しているため、委員構成について市が関与する余地がないため							有		
35	大久保駅前(東工区)土地区画整理審議会	区画整理課	H12.4	法律 土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出、仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	8	10	10	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を取扱うため	×	-	有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び債権者に限られ(土地区画整理法第58条第1項)、また、立候補							無		
36	大久保駅前(西工区)土地区画整理審議会	区画整理課	H12.4	法律 土地区画整理法 大久保駅前土地区画整理事業施行規程	会長及び職務代理者の選出、仮換地指定の変更及び軽微な変更について審議を行う。	2	0	0	7	9	9	0	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	○	○	-	0	×	-	-	公正円滑な議事運営及び財産等個人情報が含まれる案件を取扱うため	×	-	有	被選挙権は施行地区内の土地所有者及び債権者に限られ(土地区画整理法第58条第1項)、また、立候補							無		
37	交通安全対策会議	交通安全課	H23.9	法律 交通安全対策基本法 交通安全対策会議条例	交通安全計画の作成及び陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画について審議し、及びその実施の推進を行う。	0	8	3	13	24	19	5	○	2	1	3	論文	-	○	-	-	0	○	-	-	○	-	有	国・県・警察等の他機関、市民団体など、多くの関係者の参加が必要のため(※条例で委員を25人以内、特別委員に関係機関の長を選任しており、それら関係機関の長が主に男性であるため)							無	H28公募委員の任期はH29年度末までとなっているが、会議開催準備中	
38	建築審査会	建築安全課	S53.4	法律 建築基本法 建築審査会条例	建築基本法に規定する同意及び審査請求に対する裁決を行う。	6	0	0	1	7	4	3	×	-	-	-	法で委員の選出区分が定められているため	×	-	審議の公平性・中立性を保持するため	1	×	-	-	法94条3項の公開による口頭審査等を除き非公開	×	-	無								有		
39	開発事業審議会	開発審査課	H20.5	条例	開発事業における手続及び基準等に関する条例	開発事業に係る工事の停止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう勧告した事業者が当該勧告に従わなかった場合の公表に係る事項及び当該条例の運用に関する重要事項の審議を行う。	3	0	0	0	3	2	1	×	-	-	-	法律、都市計画、建築又は行政に関する学識経験者等が必要であるため	○	○	-	0	×	-	-	事業者の個人情報(氏名、住所等)の公表に係る事項を審議するため	×	-	有								有	
40	開発審査会	開発審査課	H14.4	法律 都市計画法 開発審査会条例	開発許可等の処分に係る審査請求に対する裁決を行う。市街化調整区域における特別の開発許可等に関する審議を行う。	5	0	0	0	5	3	2	×	-	-	-	法律で委員の選出区分が定められ、学識経験者等が必要であるため	○	○	-	3	×	-	-	非開示情報を扱うため	×	-	有								有		
41	市立学校通学区域審議会	教育委員会事務局総務課	S41.10	条例	教育委員会附属機関の設置に関する条例	明石市立学校の通学区域の設定、変更等について調査審議する。	4	1	0	8	13	8	5	×	-	-	-	市民生活に直接的な影響がある審議事項であり、審議の中立性を確保するため、委員については、連合まちづくり協議会役員、市立幼・小・中PTA役員などから推薦しているため	○	○	-	1	○	1	1	-	○	○	有								有	
42	社会教育委員会	教育委員会事務局青少年教育課	S62.7	法律 社会教育法 社会教育委員の定数及び任期等に関する条例	青少年教育に関する事項及び社会教育団体に対する補助金交付に関する事項について意見を述べる。	5	1	0	7	13	8	5	×	-	-	-	-	連合PTA・連合自治協議会・民生児童委員等団体の代表者を市民代表として委員に選出しているため	○	○	-	0	○	0	0	-	○	○	有								有	H30年度より生産学習課へ
合計						234	41	42	274	591	409	183	13	24	16	77		28	27		485	19	35	128		20	14											

4 市民参画手続の実施に関する判断基準・フロー図

①判断基準

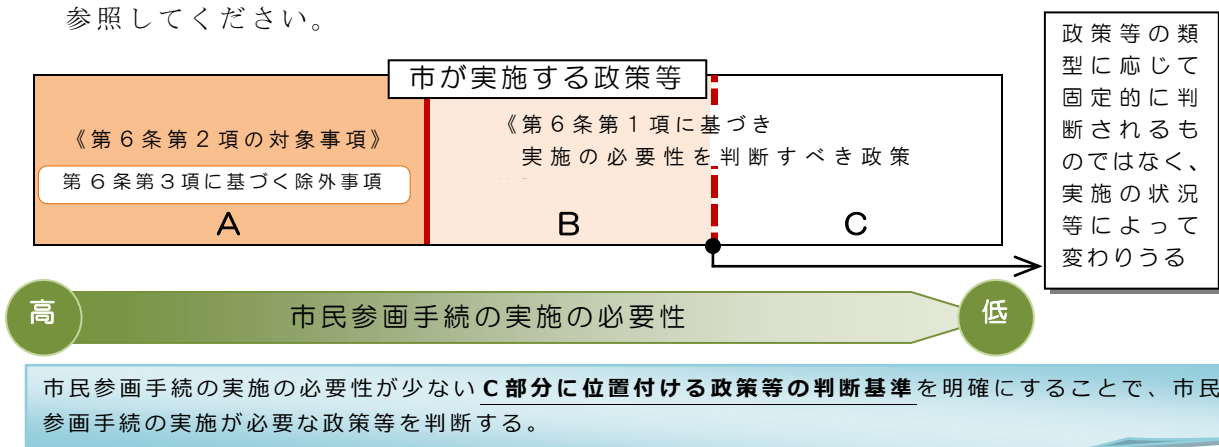
I 市民参画条例第6条第1項に基づき市民参画手続を実施すべき政策等

市民参画条例第6条第2項で市民参画手続を実施しなければならない対象事項を定めていますが、それ以外の政策等については第1項で「市民の関心及び政策等の市民に与える影響その他政策等の内容を勘案し、市民参画が必要と認められる場合」に手続を実施するものと定めています。

手続の実施の必要性を判断するに当たり、所管課ごとの認識の隔たりをなくすとともに、費用対効果についても考慮し、実質的な市民参画を推進するため、次のとおり基準を定めました。

なお、運用に当たっては、基準を画一的、限定的に捉えて必要性を判断するのではなく、政策等の内容や市民の関心、市民に与える影響等を踏まえて総合的に判断してください。

また、判断に当たっての流れは、別紙「市民参画手続の実施の判断に係るフロー図」を参照してください。



〔市民参画手続の実施の必要性が低いC部分に位置付ける判断基準〕【表1】

判断基準	
関心・影響	① 特定の事業者等対象者が限定されるもの ② 特定の地域の市民にしか影響を及ぼさないもの ③ 市の財政に及ぼす影響が小さいもの
内容等	④ 金銭徴収に関するもの ⑤ 予算で定まった金銭給付施策に関するもの ⑥ 法令等に基づく事項で、市長等に裁量の余地がないもの ⑦ 市長等の機関内部の事務処理に関するもの ⑧ 関係法令の改正に伴う規定整備などの軽易な内容のもの ⑨ 特に緊急を要するもので、市民参画手続を行う暇がないもの ⑩ 方針等の策定段階で市民参画手続を実施しており、その推進等を行うために実施するもの

※A又はBに位置付けられる政策等であっても、別の法令に基づき市民の意見等を聴く手続を行った場合は、市民参画条例に基づく参画手続を実施することを要しない（第10条）。

II 市民参画条例に定める基準の例外

市民参画条例第8条、第9条及び第11条から第18条までに定める基準（複数の市民参画手法の併用、意見公募手続の30日以上意見提出期間、審議会等手続の委員数や公募市民の割合など）について、市の努力だけでは将来にわたって達成が不可能なものや、

一律に当てはめることが合理的でないものがあります。

そのようなものについては、表2に例示するような適正と判断できる理由があれば、基準の例外として取り扱うこととします。但し、安易に基準の例外とするのではなく、本当に基準が達成できないかを慎重に判断するとともに、例外としたものについても適宜見直しを行ってください。

【表2】

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
基本的事項	【複数手法の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を及ぼす相手が限定され、その相手先の関係団体等の意見を別途聞いているため。 ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【期間】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・突発的な事例、想定外の実例が生じたため（例：国会の法案成立等により、急遽条例改正等に対応する必要が生じた等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務のスケジュール上（〇月に条例案を議会に上程する必要がある等）条例に定められた期間を設けることができなかったため。
意見公募	【結果等の公表】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報など非公開情報を取り扱うため。 	
審議会等	【意見公募手続の実施】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年度にわたり制定、改廃の検討作業を行うもので、市民参画手続を前年度に実施済み、又は次年度に実施予定のため。 	
	【委員数・市民公募】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・委員構成が法律・条例・規則に規定されているため。但し、条例・規則については、改正の必要性の指摘もありうる。 ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる専門的な知識を有することが、市民公募では困難であり、その理由が明確である。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する理由が明確で、市民公募では困難である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・～のような専門的な知識を要するため。 ⇒審議にあたり必要とされる知識が専門的であることに限定する理由に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。 ・各種団体の代表（地域選出委員）を選任しているため。 ⇒団体代表委員、地域選出委員に限定する根拠に乏しく、市民公募委員でも可能であると判断できる。
	【男女比】	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表とする必要性が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を要する者や地域・各種団体の代表から多く選出しており、それらに女性が少ないため。 ⇒各種団体からの選出する者を代表に限定する理由に乏しく、団体代表として女性を選出できる余地がある。 	
【委員名簿の公表】		
<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等で判定を行うにあたり、公平性を確保する必要があるため。 ⇒名簿を公開することで判定に不都合が生じる理由が明確でなく、公開可能と判断できる。 	

	適正と判断できる理由	適正と判断できない理由
審議会等	【会議・会議録の公開】	
	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開することで、次回以降の選定等に影響がでる可能性が大きい。 ・法令により非公開となっているため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議内容が、選定・認定等を行うものであり、審査の公平性・中立性を確保する必要があるため。 ⇒公開したとしても、次回以降の選定等に影響がでる可能性がないと判断できる。

Ⅲ 市民参画条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とする審議会等

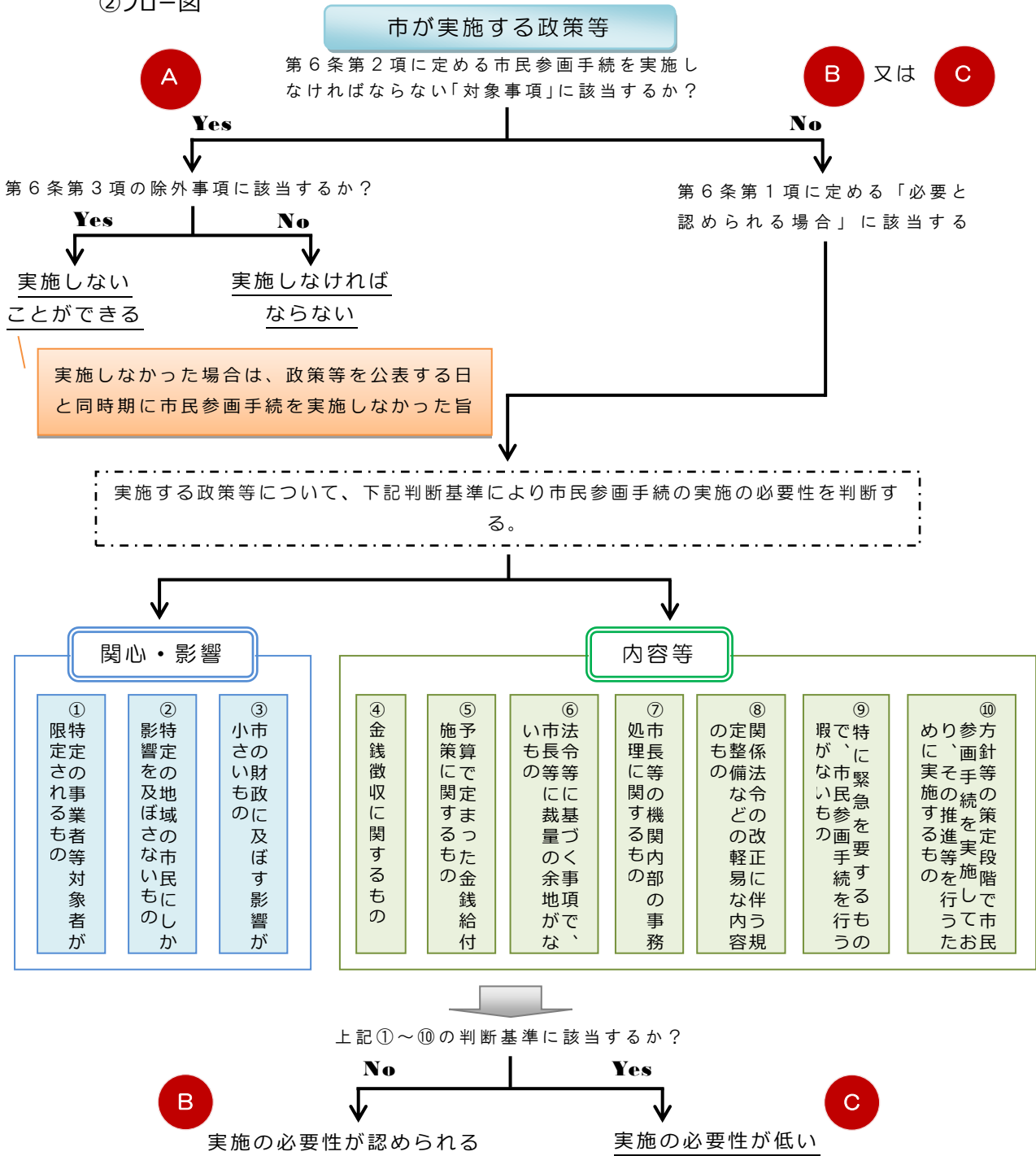
市が設置する審議会等には、特定の政策等の決定などに当たり設置するもののほかに、各課の経常的な事業の実施に当たり設置しているものが多くあり、一律に市民参画条例に基づき評価の対象とすることは合理的でないことから、条例に基づく市民参画手法として実施し、市民参画推進会議が評価の対象とするものの範囲を表3のとおり決めました。

なお、評価の対象としない審議会等についても、条例に定める基準に準じて運営するとともに、実施状況を市民参画推進会議に報告し、ホームページ等で公表することとします。

【表3】

評価の対象とする審議会等	評価の対象としない審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の政策等の決定などに当たり、諮問事項等について調査審議する審議会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・経常的な案件について判定・認定等を行う審議会等
<ul style="list-style-type: none"> ・計画等の策定、評価、見直しについて調査審議する審議会等 	
計画の策定や改訂、重要な内容の変更について審議する場合	年次報告や進捗管理のような経常的な案件について審議する場合
一つの審議会等であっても、審議する内容により、評価の対象となるかどうか	

②フロー図



【上記①～⑩の判断基準についての留意点】

- ①、②の基準の考え方により実施の必要性が低いと判断した政策等であっても、特定の関係者に対する説明会等の意見交換の機会を持つ必要がある場合も考えられる。
- 内容等における基準の④～⑨については、条例第6条第2項の対象事項に該当する政策等についての第3項の除外事項と同様の考え方となる。
- ②の基準の考え方は、対象となる政策等を特定の地域の市民にしか係らないものと捉えるのではなく、特定の地域内のことでその地域の市民だけで決められるものと捉えるものとする。